確　認　書

↓(冠が「ＮＰＯ法人」の場合は「ＮＰＯ法人」)

特定非営利活動法人　　　　　　は、特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第１２条第１項第３号に該当することを、　　　年　　　月　　　日に開催された設立総会において確認しました。

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓(冠が「ＮＰＯ法人」の場合は「ＮＰＯ法人」)

特定非営利活動法人

設立代表者

【特定非営利活動促進法】

第二条　この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

２　この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一　（略）

二　その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ　特定の公職(公職選挙法第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第十二条　所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一、二　(略)

三　当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)

ロ　暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

【公職選挙法】

第三条　この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。